

平成30年10月臨時会会議録

平成30年10月11日 木曜日 午前10時00分開会
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員(18名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
環境課長	森正一	農林課長	小野茂雄
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
教育長	高野博	教育次長兼教育総務課長	武田信也
社会教育課長	渡辺政紀		

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主事	小田桐まなみ		

議 事 日 程

平成30年10月11日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより平成30年10月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において叶内恵子君、小嶋富弥君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る10月3日午後2時30分から議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招

集されました平成30年10月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第4号）について、議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算3件でありますので、本日10月11日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期はただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、10月11日、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は10月11日、1日と決しました。

議案3件一括上程

小野周一議長 日程第3 議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第4号）について、日程第4 議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第5 議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算の3件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第4号）について、議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

長雨で稲刈りが大分おくられているようなことも大変心配されるところではありますが、今回は8月等に2回の大雨等ございました。災害復旧等について補正予算を行いますので、それについて御説明させていただきたいと思っております。

議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算、議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第67号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ4億6,329万1,000円を追加し、補正後の予算総額を166億7,042万8,000円とするものであります。

4ページ、第2表におきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加補正しております。

7ページからの歳入につきましては、12款に農地の災害復旧事業における受益農家から徴収いたします分担金を計上しております。

また、14款国庫支出金には道路及び河川の災害復旧に係る国庫負担金を、15款県支出金には農地の災害復旧等に係る県補助金を計上しております。

次に、9ページからの歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、一部例外も

ございますが、8月5日、6日及び8月31日に発生いたしました豪雨災害で被災した箇所の復旧費用を補正するものであります。

内容といたしましては10ページ、11款災害復旧費に計上しておりますが、農地、道路及び河川における災害復旧事業費のほか、公園、都市下水路、教育施設の復旧事業費を計上しております。

また、農家が行います復旧事業に対してその一部を補助する費用なども計上しております。

続きまして13ページ、議案第68号公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、浄化センターの放流渠が損壊したため、その復旧に必要な補正を行うものであります。

続きまして、議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算につきましては、豪雨による災害復旧に伴う修繕費等について計上するものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

（板垣秀男財政課長登壇）

板垣秀男財政課長 それでは、議案第67号一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4億6,329万1,000円を追加しまして、補正後の総額を166億7,042万8,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。こちらには

このたびの災害復旧事業に充てる地方債を新たに計上してございます。

続いて、7ページをお開きください。歳入でございます。

初めに、12款の分担金でございますが、こちらには市が行う農地災害復旧事業におきまして受益農家が負担する分担金の額を計上してございます。

次の14款国庫支出金につきましては、道路及び河川の災害復旧事業に対する国庫負担金を計上してございます。

また、15款県支出金につきましては、農地等の災害復旧事業に係る県補助金を計上してございます。

次の19款繰越金でございますが、こちらにはこのたびの予算補正に充てる一般財源として、前年度繰越金1億3,679万円を補正してございます。

次の20款諸収入の災害見舞金でございますが、これにはこのたびの災害に対して東北市長会などから見舞金を頂戴したということで、これを予算化したものでございます。

それから、21款の市債でございますが、こちらには災害復旧事業に充てる地方債を計上してございます。

9ページをごらんください。歳出でございます。

市長も申し上げましたが、このたびの補正につきましては主に8月5日、6日、それから8月31日に発生した豪雨災害で被災した箇所への復旧費用を計上してございます。

まず、2款の総務費でございますが、こちらの1目職員給与費には、災害対応に当たりました職員の時間外手当分を計上してございます。

また、12目の市営バス運行事業につきましては、こちらは災害対応ではございませんが、11月から運行を予定してございますまちなか循環バス、その運行主体が民間になるということで

ございまして、支出科目の組み替えを行ったところでございます。

10ページをごらんください。

11款の災害復旧費でございます。こちらの1項1目農地災害復旧費でございますが、国の災害査定に申請する農地、農道、水路等の工事請負費、それからこれに必要な実施設計業務の委託料を計上してございます。また、小規模農地等の災害緊急復旧事業費補助金につきましては、農家が実施します農地の復旧事業につきまして、その費用の2分の1を助成する補助金5,250万円を計上してございます。さらに、農林水産物等災害対策事業費補助金361万8,000円につきましては、災害で破損した農機具等の修繕、それから農薬・肥料の購入などに対して補助するものでございます。

2項1目及び2目道路橋りょう災害復旧費と河川災害復旧費につきましては、国の災害査定に申請する道路及び河川の工事請負費をそれぞれ計上してございます。

また、各目に計上している修繕料につきましては、国の災害復旧事業の採択基準に満たないもの、あるいは対象とならない施設等について、その復旧に要する費用を計上したところでございます。

11ページ、3項教育施設災害復旧費でございますが、この2目中学校施設災害復旧費につきましては、八向中学校敷地内ののり面復旧に係る修繕費を計上してございます。

また、3目社会教育施設災害復旧費におきましては、戸沢家墓所の火災報知機の修繕。これは先般の豪雨で落雷があったということで故障したということでございます。また、市民スキー場の管理道路、そちらの復旧に係る修繕費、それから備品購入費を計上したところでございます。

以上、一般会計でございます。

続いて、13ページをごらんください。

議案第68号公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

こちらでは、歳入歳出それぞれ1,149万4,000円を追加して、補正後の総額を16億7,137万円とするものでございます。

17ページをお開きください。

こちらの歳出でございますが、浄化センターから河川に放流する放流渠、その護岸が豪雨により損壊したということで、この復旧等に必要な費用を計上するものでございます。

16ページの歳入につきましては、この歳出に対応した国庫負担金と一般会計からの繰入金を計上してございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

奥山茂樹上下水道課長 議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)は次に定めることによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては建設改良事業費について補正するため記載したものであります。

第3条、収益的支出の補正ですが、第1款水道事業費用の既決予定額10億9,046万5,000円に補正予定額328万8,000円を増額し、計10億9,375万3,000円とします。これは、8月に発生した豪雨による災害復旧に伴う修繕費及び破損した機器類の損害分の費用化のため計上するものであります。

第4条、資本的支出の補正ですが、第1款資本的支出の既決予定額4億2,757万5,000円に補正予定額411万3,000円を増額し、計4億3,168

万8,000円とします。こちらにも災害復旧に係る工事請負費及び機器類の更新が主なものであります。

以上で、平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)についての御説明であります。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第67号、議案第68号及び議案第69号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号、議案第68号及び議案第69号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第4号)について質疑に入ります。質疑ありませんか。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) それでは、補正予算書10ページ、11款1項1目に関して質問いたします。

農地災害復旧ということで、8月5日の豪雨災害から始まり、産業厚生常任委員会にも委員協議会等を通じて状況をどのように捉えているのか、それからおおむねどのような形で復旧されるのかということで十分な説明を受けてきたつもりではございますが、このたび予算が組まれたということで、それから、この前広域議会のほうで9月定例議会がありまして、よその町村の方とお話ししますと、今の新庄市の考え方で若干ずれているなど。私たちは50年に一度と言われる災害を2回も経験してしまっているので、困っていらっしゃる方がたくさんおられる

中で、まだまだ新庄市も歩み寄れる部分があるのではないかとこの観点から質問いたします。

初めに、先日原課にお伺いしたときに情報提供を受けた中で、全体800件弱の被災地は捉えていると。そのうち、国に上げている分が二十数件、大きな規模ですね。それから、当初8月5日、それから月末もありましたけれども、多面的支払交付金制度の中で各町内会の組織する保全会で対応されている部分が240件と、全体の3分の1、これでカバーされているわけです。私は今回お伺いしたいのは、新庄市のこれまでの災害に対する制度、規定に寄り添った今回の補助のあり方が決定していると思いますが、例えば民有地でありますとか法定外公共物と言われている部分の農道、水路に関しては、現状の制度の中では支援する仕掛けがないと。冒頭申し上げましたように各町内の保全会、多面的機能支払交付金を活用して対応されているところもあれば、そうでないところもあると。こういうときこそ、我々市としてはそういった部分に光を当てなければならぬのかなというふうに思っておりますが、基本的に現制度の中では、繰り返しになりますが、支援する制度がないと。このままでいいのでしょうか。

農林課長、例えばこれまで申請、相談会を今実施していますが、そういった部分、新庄市が今の現状の制度では手助けできないような事例の相談はあったのでしょうか。また、それらに対してどうされるおつもりなのか、お伺いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 法定外公共物ということで、いわゆる道路法、それから河川法の網をかぶっていないというふうな土地になりますけれども、背景的にはいわゆる昔からの道路、水路ということで、民地にしてしまうと後でトラブルが生じるというふうなことで、最初は国のほうでず

っと所有していたという形になりますけれども、20年ほど前から各市町村のほうで所有するという制度になったところでございます。法定外ということでございますので、管理につきましては、今までの水利組合でありますとか農地を利用する方が管理してきたというふうな歴史的なところがあると思っております。

それで、一番多いのが、やはり農地の被災した部分につきましては自分で復旧するというふうなところは皆さんお持ちかと思えます。ただ、農道、水路につきましてはどうしてもほかの方も利用しているということもありまして、どういう負担割合でしたらいいかというところがやっぱりいろいろ御相談のあるところでございますけれども、特に改良区内につきましては、新庄土地改良区、泉田川土地改良区もそうですけれども、各地区の中で維持管理委員会がございまして、負担部分についてはほぼほぼ維持管理委員会の中で支払っていききたいというふうなものが各改良区からの回答でございまして、改良区としても各地区と相談しながらやっていききたいというふうなことでございまして、地区の方々も改良区のほうでの相談も乗って、そういった形で、維持管理委員会の名のもとに今回の小規模の農地の災害復旧事業なんかにつきましてもその名義で申請したりしているところでございます。

なお、改良区外のところにつきましては、やはりその土地を利用している方々が協議してというふうなことに当然なりますけれども、改良区隣接のところであれば、改良区のほうでも改良区外であっても相談に乗っていただきたいということで、改良区もかかわっているというふうなところで御理解いただきたいなと思っております。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 改良区に入っていれば

問題ないんですよ。入っていないところが大変なんです。

先ほどの冒頭の話に戻りますが、800カ所弱のうち、保全会、それから国の制度に乗る部分に関しては大体300件ぐらい、260件。残り520件ぐらいが今回の県と市、あるいは市単独で補助するののかという流れになっていますよね。この前、10月初めの中で相談に来ていらっしゃった方が100人。件数とは人数が違いますが、100人の方が農林課のほうに相談いただいたと。背景として、ちょっと出足が遅いなど。私が思っているのは、収穫期を間近に控えておられて、実際稲刈りとか収穫してみないとはっきりした災害の規模の確定ができないという部分もある一方、それから、見積もりを頼むにはやっぱりしかるべき方に頼まなければならないということで、建設屋とか非常に混んでいるのかなという背景もありますが、余りにも出足が少ないと。まさに新庄市がもう少し、例えば全て自己財産あるいは法定外という垣根を、このたびはこれまでの制度よりもひどい被災をされているので、その辺を前提に考えるともう少し市民のほうに相談に来やすくなるのかなと。このまま今のところ100人、予算書では大体300件を想定して予算措置されているようですが、その辺もう少し市民に歩み寄る、被災された方に歩み寄る姿勢を示さないと、私は従来の制度だけでは本当にこのたびの災害に対して市が十分な手当てをしているとは言えないのではないかなと思います。

先ほど申し上げましたように、個人財産にかかわる部分は農林課だけではなくて、所管は環境課、都市整備課のほうまで及びますけれども、全ての方にできるだけ、やれるだけ精いっぱい支援をすべきかなと思っています。

今のところ、資金の問題は後ほど同僚議員が質問するそうなので私はやめますが、本当に520件、ですから300件今回来たとしても、220件は次の年に持ち越すか、それとも来ないのか

と。もうこのまま、農業にはこのままだと復旧しても魅力がないのでやめるのか。あるいは工事費が本当に高過ぎるのからやめるのかと。できるだけ私は新庄市内にせっかくこれまで先祖伝来続いてきた農地を、できれば私はこのたびの災害にめげることなく乗り切ってもらいたいなと思っていますが、これ今、県の制度と市の制度であわせて補助している部分がありますが、県のほうでも今は議会中で、これからどのような歩み寄りかがわからないかもしれません。原則これまで受けた説明ですと、県と市と一緒にやる部分に関しては、県は多分当年度で終了するという説明ですが、仮に今言った背景がある中で、ことしだけでは対応できない部分を来年に持ち越すと、県がそのような判断をされる、あるいはこれまで補助対象だった部分を緩和してさらに広げていくといった部分に関して、県が基本的に40万円以下の3分の1、市は受益者負担が2分の1になるように市が独自の措置をする中で、県の動向、予測も大変でしょうけれども、県がそれら緩和措置、例えば期間の延長、対象の範囲を広げた場合、新庄市の対応はどうされるおつもりでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長、小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 議員おっしゃるとおりですけれども、県の補助事業につきましては基本的に30年度までというふうなことでやってございます。当市におきましては2分の1の事業というふうなことで、ことしじゅうには全ては絶対終わらないだろうなという想定のもとに、来年度も行うというふうな覚悟でおります。県のほうでは来年度の3分の1の補助につきましては検討中ということで、全くしないというふうなことでは今のところございませんけれども、今後とも要望しながら県のほうにも働きかけていきたいなというふうに思っております。

また、補助内容につきましても、実際のところ

る、例えば重機を借り上げて自分ですというふうなところは県の事業の中になかったんですけれども、私たちが要望して、そこもオーケーだよというふうなことになりました。また、保全会地域内のところは最初だめだったというふうなところで、ほぼほぼ85%以上が新庄の場合保全会地区ですので、それだったら県の補助のメニューはほとんど生きないですよというふうなことで、それも取っ払っていただきました。まだまだ県の補助に該当する部分が市のほうで該当する部分よりもちょっと小さいのかなというふうなところにつきましては、今後も求めていきたいなというふうに思っております。特に来年度の補助についてはお願いしたいかなというふうに思っております。

今回小規模の農地の災害復旧事業ということで5,250万円というふうなことです。これは2分の1というふうなことで、事業規模では1億500万円というふうな形になりますけれども、これにつきましては300カ所程度予定してございます。想定しているのは500カ所ぐらいはあるだろうというふうに考えてございますので、来年度200カ所につきましては措置したいなというふうに考えております。話を聞きますと、さまざまな事情の中で今年度中はちょっと無理だというふうな方が結構いらっしゃいます。3割、4割方そういうふうな方がいらっしゃいますので、そういった方につきましては来年度の予算の中で対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 若干農地の災害復旧からそれるのですが、法定外公共物、水路、農道等を含めますが、これまでの制度で救済できない部分、それから民有地、例えば住宅等建物に関しては被害が及んでいないが、宅地の敷地が例えば山が崩れて落ちてきていて、このままで

いくと危ないと。あるいは、逆に川沿いにある住宅等の敷地、侵食されてそのまま放置しては住めない状況にあるといった例も数点、私も相談に乗らせていただきました。でも、やっぱりこれは現の今の制度の中では行政として税金を出す根拠がないわけですよ。ただ、今回の8月の2度の大雨に関しては、市長の中でも報告がありました。これまで我々が経験したことはないようなものが来ているわけです。このまま、そのままいいんでしょうか。本当に今まで新庄市の制度、規定の中ではここまでしかやれないんだよ。それ以外の方々は悪いけど自分で何とかしてねと。私はこんな姿勢でいいのかなと、若干寂しくはなるんです。

例えば、先ほど申し上げましたが、よその隣接する町や村の中では、全ての部分においてある程度一定の金額の上限を設けた上で、このたびは民有地であるとかそんな垣根なしに全てを救済する仕掛けを出している。ここは課長に聞いても仕方ないんです。ここは市長、副市長、その件に関してどのようなお考えでいるのか、お伺いします。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 今回の災害、昭和49年8・1災害以来44年ぶりのいわゆる水害と、豪雨による水害ということでした。これによって被災された方、たくさんいらっしゃるという話も聞いておりますし、そのとおりに思います。大変被災された方はお気の毒かなとは思っておりますが、基本的にまず法定外公共物、これは先ほど農林課長からも説明がありましたが、もともと国の財産だったものをそれぞれの市町村に譲り受けたという形にはなっております。基本的には、法定外公共物につきましてはそれぞれ利用されている方が管理していくべきものかなというのが原則かと思っております。ただ、そうはいつても、今回のような災害が発生しないような減

災・防災の立場から、例えば法定外公共物の、非常に石川議員御存じとは思いますが、数量的にはいわゆる換地ですから相当あるわけです。その中でも、災害発生の予防あるいは減災のためにも、水路等の整備は本当の緊急度合いを見ながら順次年次計画をもって進めていくべきなのかなというふうには考えているところでございます。

あと、個人財産については、行政が手当てするというのはなかなか難しいのかなというのが正直です。ただ、当市におきましてもいわゆる災害見舞金という制度がございます。これはいわゆる豪雨とか暴風とか、あるいは火事で被災された場合は、被災の程度に応じてということになりますが、基本的には住居、現在お住まいになっている建物が全壊したかあるいは半壊したか、あるいは今回みたいな床上浸水なんかでも、本当に些少の金額になりますが、見舞金という形での制度がございます。その辺の中で、本当に災害によって被災された市民の皆さんには、そういう制度の中でいろいろ行っているということでございます。

8月30日は災害救助法の適用を受けた豪雨となるわけですが、一時的な応急処置、例えば土砂を撤去するとかというのは可能であっても、個人財産の財産の形成に資するようなことまで市が支援していくというのはなかなか厳しいのかなというふうには私は思っているところでございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 石川議員の質問と若干ダブるようなところがあるかもしれませんが、ちょっと聞いてください。

最初に、市民にもう少し寄り添った支援があってもいいのではないかという話なんですけれども、実はこういうことがありまして、土砂が

崩れたと。それで、家に迫っているのと言ったところ、その個人の財産、今副市長も答弁されましたけれども、それについては個人でやってくださいと、そういう決まりになっていますという市の対応。確かにそうなんです。縦割り行政ですので。ところが、ある方を通じて県に話をした。そしたら、その崩れた土砂を搬出してくれたと。ある県の方に確認しました。どうやってできたんですかと。いや、県民に危険が差し迫っているから、その危険を除去するんだと。そこまで考えてやっていただけたら、市民感情としては、ああ、新庄市も一生懸命やってくれたんだなと思うと思う。その人は私に、市は何もやってくれないんだな、県に相談したらそういう理由で除去しますよと除去してくれたと。今度おまえに、市役所に頼まないわ。そういうふうには思われたら、行政は全く信頼を失いますので、その辺はお互いにもう少し、市民は市役所職員も不眠不休でやられていますので疲れていらっしゃるということもわかりますけれども、ただ、被災された人方に対するいたわりとか、そういう気持ちが根底になれば、優しさがなければ行政は信頼を失うという見本だと思います。

それでお尋ねします。あと、石川議員から譲っていただきましたけれども、歳入の7ページ。災害復旧費分担金、21カ所で1,050万円。これは受益者負担で50万円ということですね。それから、10ページの小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金5,250万円。これは大変いいと思うんですけども、ただこの中で、いわゆる2分の1助成ですので、あとの5,250万円は受益者が負担しなければならない。それで、私が一番心配するのはそれこそ災害を受けた人方を、私も回ってみましたけれども、中には金がかかっても直さないという人もいますわけですよ。ますます農地が、ことしなんか見てみますと耕起もされていない農地、いわゆる耕作放棄地に近

いような農地が見えている。その中でまたこの災害があって田んぼに砂利、石ころが入って、そのままもう金かかるからやらない。ますます農地の景観が失われる。それを非常に心配しています。だから中には、もう年も年だし、後継者もないし、どうせ荒れたっていいや、もういいや、もう使わないという人もいるかと思えます。

それで財政課長、提案なんですけれども、1,050万円ですよ、1,050万円。あと5,250万円、これについて無利子で、農家の負担分を無利子で融資するということはお考えになりませんか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 融資のことにつきましてちょっと発言させていただきたいと思えますけれども、山形県の制度の中で、こういった農地災害での利子補給というふうなところがございまして、0.85%になるまで県と市が補助するというふうな制度をつくりました。それで、その0.85%の残った部分につきましてJAが負担するというふうな制度でもありますので、各市内の農協、2農協ございますけれども、確認しましたら、例えば補助残分の負担分につきまして申請のあった書類があれば、その金額をもとに無利子で融資するというふうな制度を設けたそうでございますので、これの活用につきましては各申請に来られた方にお伝えしたいというふうに考えてございます。

なお、上限につきましては500万円というふうな2農協のほうの制度でございます。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) それは私も農協が利子補給するということは聞いて知っています。ただ、そうではなくて、私が言いたいのは、これだけほかの行政は100%行政が責任を持ってや

りますよという中で、新庄市は温度差が低過ぎるんじゃないかと言われているわけですよ。例えば3カ所、私が知っているのは3カ所、2町1村は、2町2村だな、全部行政で負担しますよと。直してください、やりましょうと。最上の中心と言われながら温度差が低い中で、新庄市が独自で新庄市の農家に対して無利子で融資をするということを考えないのかということですよ。県がやるからそれに乗っかるということではなくて、新庄市が主体となってやる。それをアピール、住民、農家の皆さんに新庄市は中心になってこれをやるんだとアピールする気はないのかと聞いています。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 農家負担分のことにつきましては、この制度の中で、農協融資の中でできるというふうなことではございますので、それを活用しながらやっていきたいと。その利子負担分については県、それから市、それから農協のほうとの協調で補助するというふうな制度でございまして、それを活用していきたいというふうに考えてございます。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 冒頭申し上げましたように、農地が金かかるのもう直さないという人がふえてきたときに、非常に困るわけですよ。農家も困るし、消費者も困る。その中で早くそういう制度を知らしめて、こういう制度があるので活用してくださいと。無利子であれば、それはある程度アピールはすると思うんですよ。だからもっと、石川さんの言葉をかりれば、歩みが遅いというかアピール度が足りない。何もしてくれないというイメージを農家の方が思ったときには、それは行政の損失だと思うんですね。だから、先駆けて先駆けてやっていただきたい。それはもう県と市と農協とで話をすると

ということですので、なるべく早くそれを知らしめないと、もういいわ、もういい、もう諦めてやらないわとなりますので、無利子の金が使えますよということでそれをアピールしていただいたら、修繕しようという農家が来ると思います。

それから、本当に残念なことなんですけれども、一番最初に申し上げました、市に相談したら、あなたの財産だから、それはあなたがやってください、そういう決まりなんですと言われた。確かに縦割りですので、それは確かにそうだと思いますよ。副市長も個人の財産までには言えないと、手を出せないというのはわかりますけれども、それは市民にしてみれば逃げているとしか思わないわけですよ。だから、自分たちができない予算、前にも言いましたね、決算の中でも。どうやったらできるかということを考えてくれるのが行政の仕事ではないですかと話したことがあるんですけれども、それと同じように、どうにかしてそこを救えないだろうかと考えないのかねと思います。それは市民にとって非常に残念なことだと思います。県に話をしたら、その土砂はじゃあ搬出しましょうと。それ、理由は何ですかと言ったら、住民に危険が迫っているからです、その危険を除去するんですよという理由が成り立つわけですよ。もう少しそうやって、少し目線を優しい目線に変えてやっていただければ、新庄市民の生活もよくなると思います。

長くなって済みません。ありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほど、個人の財産についてはなかなか公共として手をつけるというのは大変難しいという決まりがあるのは事実であります。ただ、1件だけを救うということも非常に難しいことでもあります。今回の議員の皆さんから

提案されたことについては、これまでの災害対応等含めて、どういう形でそういう方に補助を出せるかというようなこと。形状にもよるかと思えます。それから、発生の原因にということもよるかと思えます。そういうことも精査されて、将来に持続可能な形で補助できるような形を検討させていただきたいというふうに思います。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の市長のお答えは、大変誠意ある答えだったというふうに感じます。

先ほどの災害対策に引き続いて関連してですが、やはり法定外公共物と言われる山からの水路、国が持っていたものが市の管理になった。この水路のあふれ水で、御存じと思いますが、国道脇に住んでおられるある高齢者の自宅が、玄関が使用不能のような状態に削られてしまい、土どめをつくっていたものが崩れ去り、これでいきますと本人はわずかの年金で生活しておられる方ですので、もう冬は越せないのではないかという状況で、もう新庄にいられないかもしれないような状況に陥っております。そういう意味では早急にこの方がその自宅におられるように、土どめを押さえたり、玄関を通れるようにしてあげたり、そういったことが緊急に今必要な気がするんです。そういう意味では、今市長がおっしゃられたところを早急に対策を打って、そういうこの冬越せないかもしれないような状況に陥っている個人宅の原因は法定外公共物から来ているわけですから、その対策を早急に打つ必要があるのではないかと思います。もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

あともう一つは、林道の崩れがあったということです。このたび林道と思われていた、林道として認識されていたところが崩れてしまい、

稲刈りができないというふうな状況に陥った方がおられ、とにかく市にお願いしたいというふうに言いましたら、実はここまでは林道だったけれども、廃止になったんだと。関係者に知らせずに、田んぼに行く道路が林道だったんですが、それが関係者に知らせないまま廃止になったんだというふうになり、顔面蒼白になってしまいました。その農家の方は稲刈りを考えて、緊急に砂利などをダンプトラックで6台ほど運んでもらって稲刈りできるようにとにかくしたという話ですが、いつから林道が廃止になったのかと。こういったことを農家に知らせずに廃止できるのか。怒りに震えております。この問題についてはどのように考えるのか。本当は廃止を知らせていないわけですから、林道として市が直すべきものだったのではないかというふうに考えるんですが、どうだったでしょうか。（「補正予算書の何ページだ。予算書の」「補正予算審議ではないだろう」の声あり）

今のは10ページの11、災害復旧費についてです。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 開議

小野周一議長 では、休憩を解いて再開いたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 議員おっしゃる箇所につきましては以前林道の上野1号、2号、3号というふうな林道がございましたけれども、ゴルフ場の開発によりまして途中の林道がなくなったというふうなことで、1つだけ今林道として認定されているところでございます。この林道につきましては洗掘とかありましたけれども、今回の災害の予備費でもってやったところでございますけれども、一部残った林道でない、普通の

道になってしまったわけでございますけれども、ここにつきましては議員おっしゃるとおり林道でないということで、農道という扱いで今回の小規模農地等災害復旧事業の中での2分の1ということで対応させていただいております。この件につきましては、かなり昔のことですのでどういった形でお知らせしたのかしていなかったのかという事実確認がちょっとできておりませんが、今回農道というふうな解釈によって対応したというふうなことでお許しいただきたいというふうに考えているところでございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 最初の法定外の件でお答えさせていただきたいというふうに思います。

法定外の、特に今御質問されているのは青道という排水路の部分であるかと思っておりますけれども、今回の河川災害の中には3河川、延長にしますと300メートルほどの復旧部分の工事費が計上されております。この部分については法定外水路として位置づけをされておるものでございまして、全部がその対象から外れているということではございません。そういう中であって、例えば都市部の中の水路であるとか、その所管がどうもいまちはっきりしないような部分につきましては、これまでも、庁舎内の水路検討委員会というのがございまして、その中で協議をし、その後の方向性について定めてまいったところでございます。今御指摘の案件がどこなのかはわかりませんが、その都度教えていただければ、協議をさせていただいて、その後の方向性について定めてまいりたいというふうに考えます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に農林課長が農道

ということで許していただきたいという対応に
させていただきたいというお話でありました。
これ、関係者に廃止だということを知らせてい
なかったようなんです。そのために、本来であ
れば保全会のほうに地域指定に入れていただい
て、そうしていけば今回のような場合、保全会
の負担で農道修理などに充てることができただ
ろうと思われる内容なんです。それが知らされ
なかったということで、全く保全会とも無関係
になり、個人で大量の大きな出費にさせられる
ということで、こういうことになりますと、農
家の方に言わせれば、こういう大変なところで
もあるということで子供が農業やらないと。自
分をやめたらここはもう荒地。木がたちまち
二、三年で生えてしまったり、草刈りもしなか
ったりということで、たちまち山になってしまう。
本当にそれでいいのかということで嘆いて
いるわけです。大事な先祖の宝としてやってい
る農地であります、このようなことになって
しまえば、たちまち農地でなくなってしまう。
先ほど義一議員も石川議員も大変心配しておら
れている耕作放棄ということがどんどん進めら
れてしまうことがあるわけです。その話を直接
聞かせられたときに、私たち市民の代表である
議員として本当にこれでいいのかとみんな共通
して思っていることなので、そういう意味では
林道の廃止ということを知らせなかった、そう
いう意味ではその責任は私は市としてあるわけ
です、林道という立場でやるか、あるいは
農道の農家負担がないように市で、ほかの先ほ
どの議員のお話によれば2町2村ということで
全て災害対策を地域行政でやっているという、
その立場に市も立つべきではないかと思うん
ですけれども、どうでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 先ほども申し上げましたけ
れども、林道の廃止の経緯につきましてはゴルフ

場の開発がもう25年ほど前のこととございま
すので、事実関係につきましてどういうふうな
お知らせをしたかというところにつきましては、
ちょっと不明なところがございます。これは一
つですけれども。

それから保全会の区域指定につきましては、
農林課とか市が勝手に決めるわけではなくて、
保全会として、どこまでのエリアを保全会とし
て担えるのかというふうなところの計画がござ
います。それはその保全会が決めることとござ
いますので、例えば来年から次期の計画が始ま
りますので、その部分については保全会の区
域に指定するというふうなことであれば、そこ
に至る農道も含めまして保全会で管理するこ
とができるというふうなことになります。そうい
ったことで、そういった話もその方々にもして
いたというふうに思いますので、今後もそうい
ったお知らせをしていきたいというふうに考え
てございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 25年前のことなので林
道廃止のお知らせをしたかどうか不明という課
長のお話でしたけれども、そこを使っている農
家の方は、長年やってきて、複数であります、
全く連絡、知らせを受けたことがないというふ
うにはっきりおっしゃっているわけでありまし
て、それがわかっていたら保全会に自分たちも
入れていただきたいということで間違いなくお
願いしていたはずなんです。それがなかったと
いう、知らせがなかったということが今回のよ
うな大きな農家負担をせざるを得なくなってい
る。農家を続けられるかやめるかという瀬戸際
にまで立たせられるぐらい厳しい状況に置かれ
るわけでありまして、そういう意味では市の責
任がやはりあるのではないかと思うのですが、
もう一度お願いします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 保全会の区域につきましては、林道を通るとか農道を通るとかというふうなことではございませんので、そこら辺のところは捉え方のこともあるかと思えますけれども、特に今後編入する分については問題ないのかなというふうに思います。

先ほども申しあげましたように事実関係がわかりませんので、そこら辺の責任というふうなところについては答弁を差し控えたいというふうに考えたいと思います。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

7番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7番(今田浩徳議員) それでは、私のほうからこの10ページの災害の復旧についてお伺いたします。

先ほど来、皆さんこの件につきまして質問されていますけれども、地域ごとを見ますとやはり限られた金額というのが頭にあります。そして、地区ごとによっては対応できる、そういうお金を持っている地区と持っていない地区ということもお話も伺っております。その中で自分たち、先ほど維持管理委員会のほうで対応するであったり、維持管理委員会とあと保全会での対応というふうにはあるんですけれども、その中でもやはり自分たちで順番を決めてというか、自分たちで優先順位を決めて、決めてというか話し合っただけなんですけれども、そういう中で対応をしていこうというふうな動きも見えていま

す。公平という名の中で不公平感を持っている方も大変お話を伺うとあります。

それで、最初に設定されたこの金額なんですけれども、やはりもう少し、ありきの金額のように思ってしまうんです。もっと増額できた内容で対応していくべきではなかったのかというところをまずは伺いたと思います。そして何よりも、やはり同じ市民であるならばこそ同じ対応をすべきだと思いますので、そういうふうにして、やはり広く多くの方が使えるようにやれたらいいのではないかと思いますので、その点と、あと、当然工期は雪が降ることを考えていきますと、すごく差し迫ったところでしなければならぬというところもあると思います。当然雪が降った中での工事というふうにも想定されるんですけども、その春にまた2次工事、3次工事というような手間になる可能性もあると思います。そういうところで、なるべく早くやる作業と、多少雪が降っても対応できる作業というふうな、そういう分け方であったりそういうふうなところ、考え方もありましたらあわせてお聞かせください。お願いします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 まず、予算につきましては数字ありきというふうなお話でしたがけれども、そういうことはございません。あくまでも国の災害復旧事業、工事請負費1億500万円とか、それから小規模農地等災害復旧事業5,250万円、この補助分につきましても、いずれも想定件数掛ける想定費用というふうなところで算出したところがございます。当然、予想以上に申し込みが来れば当然12月補正もしますし、必要であれば3月補正もするというふうなところがございますけれども、必要量というふうなところで御理解いただきたいというふうに思います。

また、御懸念いただいているようにやはりこ

こは雪国ですので、なるべく雪が降る前にしたい。ですけれども、業者も限られておりますし重機も限られているというふうなところで、どうしてもことしじゅうにできないというふうな方が結構いらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、それについては翌年度に対応していきたいというふうに考えております。中には雪が降らないといけないというふうな方もいらっしゃいますので、そういった方々の話も聞きながら行っていきたいと思えます。当然、工事をやってみるとちょっと年度を挟んだりというふうなこともあるかと思えますけれども、そういった事情につきましても相談しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） その予算ありきではないというところであれば、なおその12月の補正であったり3月の補正にもやはり皆さんが期待できるというか、しっかり修理や保全ができるという、そういう金額をぜひ示していただけたら、なおありがたいと思えます。

そしてこの中で、農林水産物等災害対策事業費補助金のほうでもそうなんですけれども、大変、作業場であったり農機具であったり、また現在刈り入れの進んでいる圃場においても、コンバインやトラクター等の故障やさまざまな修理を要するようなことが想定外で起こっている農家もいます。その中で、修理代が通常思っている金額を超えている農家も大変いるというふうに伺っております。そういう中で、これから農機具販売店やJAから農機具修繕に係るさまざまなそういう支援のお願いであったり、そういう話が上がってくるとは思うんですけれども、その分への対応、対策等は考えておられますでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 この農林水産物等災害対策事業費補助金につきましては県のほうでの事業で出てきたところでございますけれども、主に水田のポンプの被災による修繕でありますとか、あるいは畜舎が冠水したところがありますけれども、その農機具の修繕でありますとか、それからちょうど8月5日ですと特にソバをまいた直後で、種子が根づかないうちに流されてしまった再まき直しの種子代でありますとか、そういったところでございまして、その8月5日、6日、それから8月31日の豪雨によりまして直接被害を受けたというふうなところでございまして、今回、当然コンバインなんかが実際に見えない、刈ってみるとなかなか見えなくて、異物の中に入って故障したというふうな事例を聞いておりますけれども、それにつきましてはこの事業の中に入れることができないというふうなことでございます。なかなか、その災害によってというふうな特定になりますと、やはり水没とかそういったところの直接要因というふうなところでの補助事業になりますので、御理解いただきたいというふうに思えます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） なかなか先ほど来、想定外という言葉がよく出ています。本当に我々は想定外な経験をしたわけですので、やはり対策も想定外という対策をぜひしていただいて、新庄市はやっているというのをきっちり市民が理解できるような対策をとっていただかないと、それはやっぱり先へ進めない。この次の災害対策というふうな課題になってくると思えますので、ぜひその点はよく考えていただけたらなおありがたいと思えます。

先ほど課長が言ったように、今ソバ刈りがちょうど始まったところで、やはり皆無なような圃場もたくさん見受けられます。本当にこれか

ら先そういうところでの対応も確かに大事なんですけれども、今あるその作業をしている方々で実際に被災している方々へ早急な対策を、広く皆さんに公平に対策を講じてほしいと思います。どうぞその点はよろしくお願ひしたいと思います。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） このたびの水害においていろいろな、各議員からもいろんな角度から質問されております。やはりそういうふうな質問をする議員は、いろんな町内、いろんな各関係者からいろんな情報提供をいただいて質問していることだろうと思っております。私もその中で、そういうふうな立場で質問させていただきたいと。

まず市長、一つ。国へ行ってきましたね、国へ。首長たちと、9月27日でしたか。これは8月の豪雨、2回目の豪雨後、被害を受けた状況の中で把握しながら行ってきたと思いますが、県では9月4日に知事が行っているんですね。そして、新庄市の土地改良区の中で理事長も9月7日に上京していると。そうした点を踏まえてなんですが、当然市長も首長たちと最上郡の激甚災害指定を何とかしていただけないものかというようなことを言ってきたということはマスコミでもちゃんと知っている。そういうふうな状況を鑑みた場合、このページの収入の国からの交付金、そして県からの交付金、予算的に載っているわけです。ページ数を言いますと、言わなくてもわかっていると思いますが、ページ数を言えば7ページ。そういうふうな激甚災害指定をお願いしたいとって国にお話を言ってきた。そういうことが今後国がそういうふうな状況を判断して激甚災害指定の方向でいくとすれば、市長はどういうふうな捉え方で行ってきたのかをお聞かせいただきます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の陳情につきましては、8市町村の全員がなかなかそろっていくことができない中でそろっていきましょうというようなことで、県、それから東北農政局、それから農水省の副大臣というようなところに陳情に行ってきたと。東北農政局の中では今後の査定について、公にはできないけれどもというようなことで、ホットラインを設けていただきたいというようなことを言われてきております。

それから、あと激甚災害等につきましては、非常に全国で災害が多発しているの、その比較になるというような状況ということで、それがこれも国の査定であると。これが10月の末から11月にかけて査定が入ると。その状況によりますよと。しかし、要望は要望でありますので、先ほど東北農政局におきましてもホットラインの中で緊密な査定前の打ち合わせを行わせていただきたいというふうなアドバイスを受けてきたところでありまして。あとは農水におきましても、先ほど申し上げました全国でそういうふうな状況にあるので、ここだけこうするというようなことはなかなか厳しいというようなことも言われましたが、やはり農家の皆さんが将来に結びつくような、希望を持てるような形での支援をぜひお願いしたいというようなことを申し上げてきたところでありまして。これも最後にはやっぱり査定待ちであるというようなことがあります。来年度、ことしの補正予算あるいは来年度に向けて全力で地域を支えるような方向でいきたいというようなことを回答していただいているのが現状であります。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） そういうふうな受けとめ方もしてきたということです。やはりそれは激甚災害指定を受けた場合と受けられない場合

との、それ相当の国の援助があったほうが当然地方としても災害対策をやりやすくなってくるのは間違いないわけでありまして、ぜひひとつ、まだ国のほうから何ら連絡はいただいているかと思っておりますので、これからもできる限り指定されるような方向づけをお願いしたい。

2回目の質問になるので少し長くなるというか、いろんな点がありますので、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、農林課長、これまでの答弁の中で、維持管理費というのは、これは土地改良の問題。維持管理費とかかわりつくのは当然、今、各町内で水・緑環境保全会でやろうとしている事業。そして、またもう一つの補助事業、市の2分の1、この兼ね合いですね。当然うちのところの担当者も重複した助成措置はできませんというような説明を聞いてきているということで、我々にも話がありました。要するに、水・緑環境保全事業で施した場合は、市の2分の1の助成はできない。また県の事業も、これも2分の1と言っている。そういうものはできない。そういうような説明があったということ、それは間違いなくそういうものなのか。それは制度的にあるかと思っておりますが、その辺をちょっともう少し確認的にお聞かせいただきたい。

そうすれば、水・緑環境保全事業の事業費というのは、今、今田委員もおっしゃった、各町内ごとに全部台所が違うわけ。85%が水環境保全事業でやろうとしているというような、農林課長が新庄市の場合、先ほどそういうような答弁もありました。そういうふうな捉え方より、じゃあ2分の1の新庄市の助成はどこへ行ってしまふ。その辺の、今田議員が言っている公平性が保たれるのか。ましてや国の事業に、40万円以上の事業費に見積もり、事業費がのったものは10%負担です。いいですか。国の事業になると10%負担、負担割合が生じると。新庄市、市の事業には2分の1、50%。その辺の公平性

というのは、誰が考えたって公平性を保っていないということがわかる。ましてや水・緑環境の事業と重複することはできないということになれば。そういうようなことを考えたことはありますか。同じ災害なんですよ、同じ災害。これだけの災害。国の事業費が多いか少ないかでそういうふうな色分けをされてしまふ。そうした場合に出てくるのは負担割合。そういうことを考えたことはありますか。ほかの町村はどうでもいいというわけではないの。課長、ほかの町村、最上郡、これだけ水害で一番被害を受けた最上郡。ほかの町村はどういうふうな対応、対策を補助的にやっていくか、そういうふうな情報を把握したことがありますか。石川議員が言ったのはその辺なんです。広域に行ったらいろんな各議員が当然来ているわけで、いろんな話が出てきている。課長、どこまで最上郡のこれだけの被害が想定受ける。特に大きい県では早期集計的に県全体で67億幾らとかというの。相当な被害ですよ。まずそこを1つ。これは当然同じ災害の被害。災害の被害に色分けして公平性を欠くようなことをしてはだめだと私は思う。できるだけやっぱり災害って、天災でしょう、これ天災。そういうことを考える気があるのかないのか、それをひとつお聞かせいただきたい。

あと、やはり先ほど融資の問題もあった。あるJAでは無利子で災害を受けた方々に融資をしますというようなことも各農家に、組合員ですか、郵送で知らされました。そういう対応も、金融機関において対応しようとしているところもある。市はそういうふうな何らかの対応策が全然今のところ示せていない。水・緑環境保全会の担当役員というか、各町内にいる方々にそういうふうな説明はあったのか、ないのかですね。やはり大事なんです。この辺をやっぱりきちっとまとめて、せつかく説明会2回、もっとやっていますか。1回目のときは、あそこのゆ

めりあの2階、入り切れないくらい人が参加したという話も聞いているんです。あそこは100人しか入らない、椅子は。それだけ災害に関心というか、どういうふうな対応をしてもらいたいかとか、入り切れなかったという話なんです。2回目はその半分くらい。入り切れないということは、恐らく百何十名か来ているということだよ。そういう状況が起きているわけですよ。いいですか。そういうふうな最初の段階で説明をせつかく市が企画してやろうとしたときに入り切れなかったという、最初する場所を設定するなんていうのは、その辺からこの災害に対しての行政の対応が甘い。そう言わざるを得ない。まあ、過ぎたことをここで言ったって始まらないんだけど。

あと、この長寿命化というのもあるんですね、長寿命化対策事業。このお金も国から来ているんだけど、この辺の災害に向けられることを考えられるのか考えられないのか、それもちょっとお聞かせいただきたい。

まずこれ以上言うとうわからなくなっていくから、まあその辺まで。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 まず、保全会の事業につきましてですけども、保全会のお金につきましては国2分の1、県4分の1、市4分の1というふうなことで、全額公費だというふうなことを御理解いただきたいと思います。それであるために、公的な補助事業の補助残分について保全会が支払うことは、それはできないでしょうというふうなことも御理解いただきたいというふうに思います。

すみ分けなんですけれども、保全会につきましては、いわゆる施設の道水路の維持管理というふうなこともございますので、破損箇所の修繕をするというふうなことはよろしいでしょうというふうなことで、全額保全会の中で合意が

あればよろしいというふうなことでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる水路等につきましてはかなり公共性が高いものですから、いわゆる2分の1の事業の補助残分につきましては誰が負担されるのかというふうなことにしましては、主に改良区であるとすれば維持管理委員会の各地区の財布の中から出していきましようというふうな方向性で各改良区とも足並みをそろえているところでございますので、そこら辺の財布の大きさもございまして、御相談いただければというふうに思います。また、そういったところが話になれば、改良区とも入りまして、一緒に話をしていきたいというふうに思います。

あと、国の災害復旧事業につきましては、基本ベースとしては国が2分の1を出すというふうなところでございます。道水路については65%出すというふうなことが基本でございます。ただ国の場合、いわゆるブロック積みであるとか、それからふとんかごというふうなところかなり金がさがかかります。当然その事業をするに当たってはちゃんとした設計をしなければなりませんので、今回の査定、再来週から国の査定が入りますけれども、査定設計というふうなところで予備費から4,000万円ほど出してありますけれども、その設計につきましては全額市で持つというふうな覚悟であります。それで今後、詳細設計、これについても市で持ちたいというふうに考えてございますけれども、工事費についてはやはり負担していただきたいということで、1割というふうなことで非常に少ない額に思えるかと思っておりますけれども、今回予算の中で、歳出の中で1億500万円というふうなところでのこの部分が国の査定を受ける箇所の予定事業費になりますけれども、これにつきましては26カ所ほどでございます。割りかえしますと1カ所当たり四、五百万円かかるというふうなことでございますので、やはり農家の負

担というふうなものを考えて、やはりそんなに求められないだろうなというふうなことで10%としたところでございます。市の事業につきましては2分の1というふうなことでございますけれども、農家の財布と相談しながら、こういうふうな工法ができないかというふうなことで一緒に考えながらやっていきたいと思いますというふうなスタンスでございますので、パーセンテージで申しますとかなりの差がございますけれども、実質的な負担というふうなことで考えていただければというふうなことでございます。

説明会につきましては入り切れなかったというふうなことでございますけれども、その辺の夜の説明会についてはちょっと時間を区切って3回行いました。1回目は入り切れに近い人が入りましたが、入り切れないということはございませんでしたので、そういったことも想定しながら3回行ったところでございます。

そのほかの町村の状況については把握しているところでございます。さまざま補助率を設定しているところでございます。うちの山尾市長につきましても各町村にちょっと声がけしたというふうなところがあるようでございまして、ほかの町長から、市長から足並みをそろえたらいいんじゃないかというふうに言われたんですけども、やっぱり各町村の事情があるというふうなことで、やはりちょっとばらばらになってしまったというふうなところをお聞きいたしました。その中で補助率が非常に高いというふうな町村もございますけれども、ほぼ全部が上限を定めております。ですから、例えば国の設計で500万円かかると。それはとてもできないというふうなところを、例えば100万円にしたところで、新庄の場合は半分の50万円出すというふうなところでございますけれども、ほかの町村につきましては具体的には申し上げませんけれども、何十万円、40万円の事業費、ですから

20万円までで足切りとかそういうふうなところで定めておりますので、そういった比率とかパーセンテージで比較できるものではないというふうにご考えているところでございます。

長寿命化というふうな話がありましたけれども、保全会の中での多面的機能支払交付金の中の一部の長寿命化事業、それから共同で行う事業というふうなところで分けておりますけれども、実際今回の災害等でありまして、例えば長寿命化の分を今回の災害に持ってくるというふうなところはできますので、そういった計画変更の中でその全額公費の多面的機能の支払交付金、そのお金を使ってやっていただく分には差し支えないというふうなところで御説明しているところでございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 大体わかったかなと。

ただ、説明会、町内代表して説明を聞いたんですけども、地元に戻ってきてなかなか説明がうまくいかないという代表者もいます。事実、うちの町内の説明を聞いてきた担当者も非常に四苦八苦して説明をしております。そうした場合、やはり行政からの説明、また土地改良の場合、維持管理費というのがいかに使えるかということ、物すごくこれは重要性が出てくるわけで、そういうふうな場合ですよ、やはり町内の代表者から、御足労かけるけれどもうちのところへ説明に来ていただけないかと言われた場合はどう対応しますか。私は、そういう場合はそれなりにやっぱり説明に来ていただいて、そして納得、理解していただくというのが行政の進め方だと思っている。やっぱり行政サイドの課長か何かはそれなりに。

それから、水・緑環境事業費というのは使方をいろいろ県なり、それから各関係機関で説明を受けていると思います。やはり町内の代表者はなかなか説明を聞いただけではのみ込まれ

ないのが大半、ほとんどなんです。そういうときはぜひひとつ行政、土地改良にもお話ししておりますけれども、やっぱりこの辺の連携プレーが見えてこないんだな。うちの担当者も、市と土地改良区との連携がなっていないんじゃないかと言っている声もある。この辺が、町内の代表者が土地改良区に行ったり行政に行ったり説明を受けたり、こういうふうにかんがえてもらいたい。そういうふうな事の運び方では、どうも行政がぬるい。やはり土地改良区と連携してこういうふうな、先ほど言った農道とか用水路、排水路、それは課長たちで公共性、これも議会で言った、本会議で言った。これらは土地改良区の施設なの。当然土地改良区で施してやるべきなんだ。その辺の連携が薄い。市長だって土地改良区の役員会に出席していると聞いております。その前の市長は余り出席していないということで。そうしたことで、やはりそういうふうな連携というのは大事なんです。こういう災害の場合は特に、いいですか。土地改良区のあれだけの修理、最上川揚水機場、新庄土地改良区の揚水機場、清水、あれだけの被害を受けたら7,000万円だと。本来ならば組合員が皆負担を伴ってくる。そういうことを考えたことはありますか。やはり組合員に負担をかけていけないということで国に行ったり、お願い、陳情しているわけですよ。そういうことも考えてもらいたい。

あと、石川議員も言われましたが、法定外。これは前も、この災害に関してではないけれども、法定外の道路、法定外区域、いろんなものがあるんです。これは地方、市町村長に委ねられている。これの管理。いいですか。これは個人財産。法定外区域というのは個人財産ではない。これは被害を受けたのが個人財産。法定外区域というのは国なんだよ。国から移譲されているんでしょう、各市町村に。これ、何年かかにそういうことに法改正で変わった。そういう

ことを考えたら、被害が出たら個人財産だからそこまではって、被害を受けるような状況をやっぱり考えていかなければ、毎回起きるたびにそういうふうなことが話し合われる。そういうふうな対応も大事だ。一度に皆できるなんていうことはまず考えられないけれども、やっぱり優先的にかいろいろあるでしょう。下山議員がいるところの東山地区なんか、法定外ではないけれども、道路を越えて東山から来たところ、東谷地田、住宅地まで皆押し寄せてきていると、そういう話も聞いております。恐らく下山議員には相当相談に各地区の人たちが行っていると思う。道路排水路なんか丈立たなくなる。雨が降るとその都度なんだということも聞いている。都市整備課、そうだろう、その辺は。そういうふうな状況が生まれているのよ、想定外。最近想定外という。想定外だから市民は泣き寝入りしなければだめなのかということなの。そうじゃないでしょう。行政というのはそうじゃない。そういうふうな想定外だから市民の要請、話にはなかなか難しいという考え方だけでは、新庄市の行政が問われる。それでいいんですか。今災害が起きた、特に農家の人が多いたけれども、いろんな町村の行政を見比べて、何とか市長、新庄市がリーダー的にもそういうふうな災害のときに、やっぱり新庄市が見本を見せてやるというくらいの物事をもって向かってもらいたいと思うんだけど、その辺の考えはないですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 御指摘の件、今回の議会はさまざま議員の皆さんから市民の皆さんの御意見を聞いた素直な、率直な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

法定外公共物のあり方については、確かに今回の状況を見ますと、やはり手だての必要性を感じているところであります。

順番、これまではどちらかというと除排雪ということで、側溝というようなことに力を入れてきたわけでありましてけれども、最近の豪雨災害あるいはゲリラ豪雨などを見ますと、それらに対して計画的に進めていくと。これまでも災害のちょこちょこ起きたところというのは大変気にはかけておったわけではありますけれども、さらに今後来るんだらうなということで、全課挙げまして計画的に一つ一つ、市としても災害の査定を行いながら進めていかなければならないというふうに肝に銘じているところがあります。今回の災害で大変大きな被害を受けた方々が大変多いわけでありましてけれども、一つ私の記憶の中では、8・1水害の後、適切な災害工事復旧が行われ、水路のつけかえあるいは河川の改修などが行われて町の中に水があふれなかったなということの教訓がありますので、今回の災害を通しまして、今後訪れるであろうそういうふうなところを想定しながら、順次強いまちづくりのための防止というか工事、法定外等の災害に対応できた強い公共物のあり方を検討し、また一つ一つ実施させていただきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

15番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

小野周一議長 森 儀一君。

15番(森 儀一議員) 10ページの小規模農地の災害復旧工事でお聞きしたいと思います。

大変災害で今区切りのいいところで、市長の答弁が出たところでもう終わろうかなと思っておりましたが、一番被害をこうむったところが私たちの地区でございますので、もう少し聞きたいと思います。

一番心配していることは、来年の春、作付できるのかと地元の人たちが言うております。ですから、先ほど佐藤義一議員やら石川議員、それから清水議員からも申されましたけれども、

やはり改良区と市が一体となって進めていただかないと大変農家の人たちは困っているということと、どこへ行って相談したらいいのかなと。やっぱり一番頼れるのは市です。市へ行って相談して、それから改良区ということでございます。というのは、都市整備課長も農林課長も、もちろん地元でございますので現場を見ていますけれども、河川が氾濫して県の堤防から新田川の氾濫。そして、農地に上がって、そしてその農地から今度は県道を破壊して、そしてまた農地に上がっている砂利と。だから、地域住民としてはどこへ相談したらいいかわからないということをおっしゃいます、ずっと。それは、改良区に行けば改良区のこと、県に行けば県に行き対峙しますが、その中でも今度はまた農地もさまざま流動的で、新庄市の方ばかりでなく、舟形町の人とかそういう人たちもつくっている田んぼにも被害をこうむっている。そんな中で、やはり市が相談相手となってもらわないと大変だということをおっしゃいます、そして来年は本当にこの災害を見て、この農地、作付できるのかなということが一番心配している。それから少し地区外に行きますと、清水、芦沢、大谷地方面なんかもう本当に皆無状態で大変で、農家もうやめようかなと、先ほど佐藤議員も言ったとおり、そういう人も多く出ております。そんな中でやはり相談する窓口は市だと思いますので、そこを改良区へ行けとか県へ行けとかと言わないで対応してもらいたいということをおっしゃいます、1つと、来年の作付を必ずやるような手だてをしていただきたいと思いますという一言と、それから先ほど来保全会のほうで、緊急な災害だったものですから、取り入れもあることだったし、農道とかそういう、市道もある程度破壊したのだから直そうと思ったら、市は市で、市道だけは保全会のお金を使ってだめだから市道は市でやるからということで、いまだにやっていないんですけど

も、そのところ、重要な道路なものだから取り入れにつけて早くしたかったということだけれども、まだそれはやらないでほしいということで残しておくということでございますが、県のほうは大変二次災害が起きないように土のうを積んでくださったり、さまざまな手当てを早急にしてくれました。まだ残骸とかそういうものは田んぼの中に残っておりますけれども。ただ、市の対応が非常に遅い。そういう優先的な道路は保全会でも不便だからやろうと思ったけれども、そういうことをとめられたということでいまだに直っていないというような状況ですけれども、その辺はどうなっているのかということの一つと、それから、課長が来年度もまた引き続きということでしたが、農業だよりですか。私、ちょっと見ただけですけれども、平成31年3月いっぱいまでできる工事だけに補助するとかということを見たような感じですけども、きょうはまた来年度まで引き続きのような答弁が出ましたけれども、その辺どうなっているかお聞きします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 特に角沢地区の今回の被害につきましては、河川と、それから県道とがもう絡んでいる関係もございます。これにつきましては、改良区とも保全会ともお話ししておりますけれども、来年の作付を考えますと、少なくとも水路の補修は先にしたいというふうなところでございます。ただ河川の改修、今回トンパックをたくさん並べていただきましたけれども、その中でやれるかどうかというふうなこともございます。それから、今回国の災害復旧の候補の一つとしてそこも挙がっているわけですが、再来週の査定を経まして査定が決定されまして、それから詳細設計をして、それから発注というふうなことになるので、どうしても雪が降ってきてからすぐというふうなこと

になる可能性もございます。その中で改良区としては、田面に関しましては形が崩れたというふうなところよりも土砂が流入したというふうな影響がかなり大きいところですので、田面の砂利取り等がまず大きなことになるかと思えますけれども、その部分については、雪が積もっている中ではちょっと難しいというふうなことです。最初水路から始めて、それから田面というふうなところになるのかなというふうな考えてございます。

今後、先ほども清水議員からも話がありましたけれども、当然地区の方と改良区も含めて話し合う機会なんかも入れていきたいなというふうな考えております。

今後、より深い議論をしながらやっていきたいというふうな考えているところでございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 お話しされた部分につきましては神社の付近のことかというふうな思われますけれども、災害査定、10月の初めから始まっています、13回、2月まで査定が続くというふうな予定になっております。御指摘の場所については補助事業として採択をいただくために、その査定を受けるという手はずに入っております。そのため、その災害の原因を確認するために現状をそのままにしておいてほしいというふうな形を言われておったものですから、ブルーシート等はしておりますけれども、応急的な措置についてはさほどしていないというふうなことでございます。少なからず今後の査定において現地を確認いただいて、早急な工事に向けて対応をとらせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

質疑ありませんか。

15番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

小野周一議長 森 儀一君。

15番(森 儀一議員) 再三申しますけれども、来年の作付だけはできるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、農地・水のお金ですけども、あれは必ずしも、期限内に必ず使いなさいと言われておりますけれども、あれは積み立てして、こういう災害があったときに使うということはできないと思いますが、そういうことも考えられないか。それと、それから重要なところだということで農地・水のほうで保全会の人たちが判断して、さあ先手先手と使ってしまったという、危険を伴う場所とかあるものだからと言っておりますけれども、そのお金はことし別の方向に利用したかったけれどもやむなく使ってしまったということでございしましたが、そういうものには補填とかそういうものはないかとか、そういうこともお聞きしたいと思います。それから、また市道のほう、あれは重要なところなものだから、あそこところはブルーシートを張っていたけれども、通行どめを一時やっていたけれども取って、取り入れがあるものだから通行していると聞いておりますけれども、ああいうところはやっぱり早急に工事、補強、完全なものでもなくてもいいんですけども補強したりして、やはり、例えばああいうところで軽トラックにもみなんか積んできて、崩落しているところにひっくり返ったりしてけがなんかされると大変なものだから、そういうところを通行どめならはっきり市で通行どめ。それから地域住民にしっかり教えて、いつごろまでできるとかそういうことを連絡とっておく必要があると思うけれども、そういうところはど

うか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 保全会、いわゆる多面的機能支払制度の中におきましては、26年度からの5年間の計画が今年度で終了いたします。31年度からまた新たな計画というふうなことになりますけれども、上限の、今回の期間の中での精算はしなければなりませんので、その中で精算して、余ったお金については返還するというふうな話になります。

来年度からの期間につきましては、今のところ同じような制度というふうなことになりますけれども、また新たな区域の設定等、計画等を示して、また新たなスタートというふうな形になると思います。

それで、保全会に来るお金の積み増しというふうなことはございません。いわゆる区域の中の水田あるいは畑の中での単価が決まっておりますので、その区域の10アール当たり、例えば水田ですと3つの大きな区分の計画がございますけれども、それをするとすれば8,900円というふうな単価が上限となりますので、その上で災害があったから上積みするというふうな形にはなりませんので、来年もしたいというふうなところもございます。それについてはそういった修繕計画も含めまして、来期の指導をしていきたいというふうに考えてございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 通行どめの件につきましては、地元の区長さんだと思いますけれども相談させていただいて、その上でそのような体制をとったというふうに現場のほうからは聞いておりました。その段階でも片側通行するかという話もあったんですが、危ないので通行どめしてほしいというようなことを言われたもので、うちのほうとしてもそのような体制をとらせて

いただいたというようなことをございます。

今後のスケジュールですけれども、いずれにしましても査定の日時が定まらないことには、その後の整備に向けたスケジュールというのを定めることはできない状況であります。査定の日時等が決まって査定を受けましたならば、その後のスケジュールを早急に詰めまして、地元のほうに情報開示といいますか、その後のスケジュールについて御説明をしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

15番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

小野周一議長 森 儀一君。

15番（森 儀一議員） 時間のない中、大変申しわけない。もう一点だけ。

先ほど市営バスのことをちょっと財政課長が言われましたけれども、私、災害のときにわくわくとプラザと明倫中学校に夜2時ごろに行っ
てまいりましたけれども、これから避難する方々にはバスを出して対応するというのを聞きましたが、さっきそういうようなバスは使っていませんと言いましたけれども、実は、例えば私のところで芦沢と清水と大谷地の人たち、あそこは道路が通行どめになったものですから、心配して避難指示の方法をどうやったらいいかと聞いたら、スクールバスを利用して出しますよということ聞いたものですから安心していましたけれども、何せ通行どめになってできなかったんですけれども、このときにはあれですか、各避難所にバスは一台も出なかったんですか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 今回バスを出したかどうかというような質問でございます。

休場地区に避難あった方につきましては、わくわくに避難所を開設しましたというようなことでバスでお迎えに行ったというようなケースがございました。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 1点だけ、確認のためにお聞きします。

今回の4ページの地方債補正のところだったんですが、今回、災害復旧事業ということで、各災害復旧事業債ということで今後起債を立てていくということなんですが、こちらの災害復旧事業の場合、高い率で交付税の措置がなされていくということだと思んですが、今回のこの地方債に関してもそのように理解させていただいてよろしいかどうかということをお伺いさせていただきます。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 4ページ、第2表地方債補正のお話でございます。

起債を3つさせていただいておるんですが、農地災害の関係につきましては、充当率が90%で、交付税算入が95%。それから、道路橋りょう及び河川、こちらに関しましては充当率100%、それで交付税措置が、算入率ですけれども95%というような高い数値になってございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

4番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4番（小関 淳議員） 私も1つだけ確認なんです、するつもりはなかったんですけれども、ちょっと。

先ほど農林課長の答弁の中で、市長が各町村に足並みをそろえたらというふうな、款項目は皆さんと同じ11款1の1に関連してですけれども、足並みをそろえたらという発言があったかと思うんですけれども、どういう中身ですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の災害において、広域のほうの理事会の中でどのような対応をするかというようなことがあったわけですが、新庄市としては2分の1をしていくというようなことで早急に対応いたしましたところでありまして。そのほか、町村によってはまだ決めていないというようなことで、新庄の出方を待ったということでもあります。その背景には7町村における農協の合併というのがございますので、農協のほうからできれば足並みをそろえていただけないかというようなことがあったので、私のほうから発言させていただいた。ただし、それぞれの町村長から、それぞれ事情があるので、河川の規模、流入の規模、それぞれ違うと思うので独自にさせていただきたいというようなことがありましたので、それはいたし方ない。それは町村に尊重しますということで終わったところでもあります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そういう内容であれば私は納得できるんですけども、今までのほかの議員の方々がほかの町村の対応と大分違うということを知っていたので、何かそういうふうな意図があったら大変だなと思って確認をさせていただいたわけなんです。そういうことでしたら、わかりました。そういうことだということで結構です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 4 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

1 4 番（新田道尋議員） 災害状況の内容等々に対しては各議員が細部にわたって質問されたので、私は別の方向から1点だけ質問させていただきます。

9 ページの2の1の1 職員給与費の580万円に対して質問させていただきます。

今回は全く緊急で、伺っていますと緊急招集

をかけた、職員にというふう聞いていますし、また報道等にもそういうふうになっていきます。これの初期初動体制、どういうふうには今回やられたか、その内容をお聞かせいただきたい。この質問は、どうもいろいろ情報を入手しますと、他町村の話をお聞きますと、新庄市の対応はこれでよかったのかなというふうな反省点が見受けられますね。きょうも皆さんの質問の中でも、一体新庄市はどうなんだというふうな声は相当多く出されましたね。この人員の体制をどういうふうにはやられたか。ここでもまた他町村と差が出てきているようにきょうほかの人から聞いたんですけども、どうも動きが鈍いというふうな印象を私は受けましたね。どういうふうな指示を出されたか。対策本部を設置して、それから指令を出されたか。その辺をお聞かせいただきたいと。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 職員給与費の580万円の部分でございますけれども、8月5日、6日の時間外、また8月下旬の災害の現場での対応、そのほか事後の処理ということでもあります。時間数にして約2,100時間に相当する時間外の額がこの額ということでございました。

時間外について、職員給与費については以上でございます。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 8月5、6日それから8月31日につきまして、大雨警報それから洪水警報が発令された際に、環境課職員は庁舎のほうに詰めておりました。その後、気象庁、山形地方気象台と連絡をとり合いまして、これはこのまま雨がおさまらないようだというようなことで、各課長を通しまして緊急招集をかけたところがございます。時間が深夜、それから31日は早朝というようなことでなかなか連絡がつきづらい

時間帯でございましたが、最終的には各課長から各担当まで連絡いただきまして、庁舎のほうに集まっていたというところでございます。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） これも他町村との比較対象になるんですけども、ある町では、やっぱり洪水となってくると必ず伴うのが泥ですね。泥も一緒に流れてくるということで、引いた後は泥だけが残るというふうな現象が起きる。どこでも起きるわけですけども、そういうふうな状況になって困った家庭がありまして、話をしたところ、職員が相当数やってきて、その泥を排出してくれたと、非常に助かったという話が他の町村であったそうです。

我が新庄市は避難場所も相当何カ所か設けて対応したんですけども、いざ、いろいろ聞きたいことがあっても職員がいなかったというふうな場所もあったというふうに聞いています。私自身は当時状況を把握するために早朝からそっちこっち走ってましたので、その避難場所の指示された場所に行ったときにはほとんど誰もいないというふうな状況を2カ所見てまいりました。果たしてここに来たのかなというふうなことに、全然跡がわからないというふうなことで。

きのう萩野学園に、見守り隊の感謝の会というのがありまして、私と山科議員も行ったんですが、校長先生の話聞く機会がありまして、避難場所に指定されたときにはどう対応したかということで、私が言わないうちに校長先生が話してくれたんですけども、私も出勤して、その状況を見守ってましたということでありましたが、教育長にお伺いしたいんですが、その災害時の学校に対する呼びかけ、または指示等、どういうふうに行われたか。やったとすればどういうことを言われたか。それをお伺いしたい。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 8月に2回豪雨が合ったわけですが、その際に2回とも学校施設のほうを避難所として開設させていただいております。その避難所の開設の際、まず災害対策本部のほうでこの学校を避難所とすると。そうした際に私どものほうで学校長のほうに連絡をしまして、急遽あけていただくというふうな段取りで進めさせていただきました。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 全体的に、ですから災害とはしょっちゅうあるわけではないんですけども、常日ごろの対応の計画というものをきちっとやっておかないといろいろと遺漏が出てくるのではないかとというふうな気がしまして、内容に関しても各担当課はきちんとその辺をやはり計画の中に入れまして、こういうときはこう来るんだというふうなことをやらないと、何をやっていいかわからない。結局招集はしてみたけれども、この人員をどこにどういうふうに配置すればいいのかというようなことがわからなくなる。どの時点で退去するかということもきちんとマニュアル化しておかないと、またいつ来るかわからないのが災害ですので、今回を機にそれをしっかりと、そういう計画を立てて、避難所となると学校が対象になるのが多いということになるので、そのときの対応の仕方、教員の対応の仕方も含めまして、やっぱり総合的に災害の計画の中にきちんとうたっておくべきではないかなというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いします。

終わります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第67号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第68号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第69号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 以上で、今期臨時会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

午後1時23分 閉会

新庄市議会議長 小野周一

会議録署名議員 叶内恵子

〃 〃 小嶋富弥